

マイデザイン（東京スター・ビジネス・ファイナンス保証）



商品名	マイデザイン
保証会社	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
お使いみち	自由（ただし事業資金、投資性資金は除きます。）
ご利用いただける方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約時 55 歳以上 84 歳以下の個人の方 ※配偶者がいる場合は、配偶者のご年齢が 50 歳以上の方 ※外国人の方は永住権をお持ちの方 2. 自己または配偶者名義の一戸建てまたはマンションに原則として単身またはご夫婦でお住まいの方 3. 愛知県の当行営業区域内に居住している方 ※原則として、路線価 5 万円/㎡以上であることが条件となります。 4. 年金など長期安定的に見込める年収が 120 万円以上の方 5. ご契約時に判断能力があると認められる方 6. 保証会社の保証が得られる方
ご融資極度額	戸建住宅の場合 : 極度額 300 万円以上 1 億円以下（10 万円単位） マンションの場合 : 極度額 300 万円以上 5,000 万円以下（10 万円単位）
ご融資極度額の見直し	当行は年 1 回以上担保不動産の担保評価額に基づき、ご融資極度額の見直しを行います。担保評価額が減少した場合などは、ご融資極度額の減額を行う場合があります。ご融資極度額の減額の結果、お借入残高がご融資極度額を上回る場合は、お借入残高とご融資極度額の差額を 1 年以内に一括または分割でご返済いただきます。
ご融資期間	終身
ご融資方法	ローンカードにより、ATM でお借入れいただきます。 ※ローンカードの 1 ヶ月あたりの利用限度額は 50 万円以下となります。50 万円を超えるお借入れをご希望の場合は、店頭でのお借入となりますので窓口までお問い合わせください。 ※100 万円超のお借入をご希望の場合は、お使いみちがわかる資料をご提出願います。 ※店頭でのお借入の場合は、ローンカードのほか、ご本人さま確認資料と預金届出印をご持参ください。
ご融資金利	変動金利方式 <ol style="list-style-type: none"> 1. 直近 4 月 1 日または 10 月 1 日の当行の長期変動貸出基準金利 + 1.075%（保証料含む） 2. 毎年 4 月 1 日および 10 月 1 日現在の当行の長期変動貸出基準金利を基準として見直し、7 月および翌年 1 月の約定返済日より適用します。
遅延損害金	年 14.0%
ご返済方法	元金：随時返済またはお借入れご本人さまがお亡くなりになられた日から 6 ヶ月後の応当日（元本返済期日）までに一括でご返済いただきます。 利息：毎月 8 日（休日の場合は翌営業日）を約定日として返済用預金口座から自動引落しいたします。
保証人	不要。ただし、共有物件を担保とする場合、物件共有者は物上保証人になっていただきます。
担保	保証会社が第一順位となる根抵当権をご融資極度額の 120% で設定します。
その他手数料	新規取扱手数料：不要 繰上返済手数料：不要 その他、登記費用、印紙税等の費用（実費）がかかります。
火災保険	火災保険に加入されていることを確認させていただきます。未加入の場合は、ご融資実行時までにご加入願います。
ご用意いただく書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. ご本人確認書類（運転免許証など） ※外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」により永住許可を確認させていただきます。 2. 年収確認書類

	<p>(1) 年金受給者 年金額裁定通知書、年金改定通知書、確定申告書（付属明細付）</p> <p>(2) 年金未受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金受給見込み額がわかる書類 ・年金受給開始までの年収確認書類 <p>(ア) 給与所得者の方 最新年度の源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書等の公的証明書</p> <p>(イ) 自営業者の方、不動産所得のある方 税務署受領印のある（電子申告の受信確認でも可）確定申告書2期分 納税証明書（その1、その2、その3）（過去2年分）</p> <p>(ウ) 会社役員の方 最新年度の所得証明書2期分、税務署受領印のある（電子申告の受信確認でも可）決算書（付属明細付）2期分</p> <p>3. 住民票（世帯全員の記載のあるもの）（発行後3ヵ月以内のもの）</p> <p>4. 現在の借入状況がわかる書類</p> <p>(1) 証書貸付の場合、返済予定表（直近1年分）</p> <p>(2) 返済予定表がない場合、現在残高がわかる書類</p> <p>(3) ローン返済引き落とし口座の預金通帳（直近1年分）</p> <p>5. 借換え対象ローンがわかる書類（借換え目的の場合）</p> <p>6. 担保物件確認資料 （不動産登記事項証明書（共同担保目録付）、公図、建物図面、間取図（マンションの場合）、物件写真）</p> <p>7. 建物火災保険証券</p> <p>8. 貸室の賃貸借契約書（賃貸併用住宅の場合）</p>
<p>その他ご留意 いただく事項</p>	<p>1. お申込に際しては当行所定の審査をさせていただきます。 審査結果によっては、ご要望にそえない場合がございますのでご了承ください。</p> <p>2. ご融資金利は当行ホームページまたは店頭にてご確認ください。</p> <p>3. 安否確認 年に1回、当行よりご本人さまの安否確認をさせていただきます。</p> <p>4. お亡くなりになられた場合の取扱い</p> <p>(1) 相続人の自己資金によるご返済 ・相続人の手元資金等によりご返済いただきます。</p> <p>(2) 担保物件（自宅等）売却資金によるご返済 ・ご自宅の担保物件の売却代金により、ご本人さまがお亡くなりになられた日から6ヵ月後の応当日（元金返済期日）までに、相続人により元金・利息および損害金のご返済をいただきます。 ・ご自宅などの担保不動産の売却によりご返済いただく場合の売却先は相続人に選定していただく必要があります。また、その場合必ず売買契約前に売却予定金額を当行にご連絡ください。当行が保証会社に売却予定時期および売却予定金額を連絡し、事前に保証会社の承認を得た場合は、売却金額がお借入残高に満たなくてもその不足額を相続人がお支払いいただく必要はありません。 ※相続税、不動産譲渡所得税、債務免除益に対する所得税（一時所得）等が課税される場合がございます。詳しくは税理士、税務署等にご確認ください。 ・売却代金等により元金返済期日までに元金等を一括してご返済できないことが事実となった場合や、相続人が存在しない場合、または相続人全員が相続放棄をされた場合などは、保証会社が当行に代位弁済を行います。</p> <p>(3) 配偶者によるお借換え ・配偶者の方に限り、ご利用条件を満たしている場合は、ご融資を引き継ぐことができます（別途審査が必要になります）。</p> <p>5. その他ご不明な点は窓口にお問合せください。</p>